

といえます。

### 遺言執行が火種となる争い

遺言で思いを残しても、その思いが実現できないと、残した意味がなくなってしまう。そこで、遺言の内容を実現する者として「遺言執行者」を遺言書の中で指定しておくことが望ましいと考えます。ただし、より多く相続する相

### 事例2 相続人が遺言執行者になっていたことによるトラブル

アパート2棟を所有していた高齢であるDさんは、相続人Eさんにアパート2棟を相続させることとし、遺言執行者にEさんを指定した自筆証書遺言を作成後に亡くなった。



Eさんが遺言執行に臨もうとしたところ、ほかの相続人であるFさん・Gさんが「Eさんが強制的に遺言を書かせたのではないか」と遺言無効の訴えを起し、相続トラブルに発展した。

続人が遺言執行者になっていると、事例2のようなトラブルが起りやすくなります。

### 遺言執行者は専門家へ依頼を

遺言者もしくは裁判所が指定することで、遺言執行者は誰でもなることができます。実際には①相続人の誰か、もしくは②弁護士・司法書士などの専門家といった第三者を指定するケースが多く見られます。

遺言執行者に関しては、2018年7月に民法が改正されました。「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法第1012条）」「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる（民法第1015条）」とあるように、遺言執行者には強力な権限が与えられており、執行業務は以前よりも進めやすくなっています。だからこそ遺言執行者は、本来、特定の相続人や受遺者の立

場に立つことなく、中立的にその業務を行わなければなりません。遺言執行者に特定の相続人や受遺者になることは、その中立性を損ないます。また財産を引き継がない、もしくは遺言により引き継ぐ財産が少ない相続人との間で利益相反の関係にあることから、相続人の間でトラブルに発展する可能性が出てきてしまいます。

また遺言執行には、不動産の相続登記、銀行や有価証券口座の解約・分配、非上場株式の続き、相続税申告などの専門的な知識・ノウハウが必要となります。そのため、遺言執行を円滑に進めるには、第三者である専門家を遺言執行者に指定することが望ましいといえます。

### （まとめ）

このように、自らの思いを実現するにあたっては、事前対策としての公正証書遺言書作成および遺言執行者の指定、ならびに事後における円滑な遺言執行手続きが不可欠といえます。

また遺言執行者を専門家に依頼する場合には、遺言書作成の段階から、その専門家に依頼する

ことが多いでしょう。専門家に依頼すると、遺言書作成時のみならず、遺言執行時においても報酬を支払う必要があります。

このことから、遺言書の作成では、依頼する専門家の選定が重要となります。選定のポイントとしては①相続・遺言の知識・ノウハウが十分であること②遺言書作成報酬・遺言執行報酬を事前に示してもらえ、③遺言書作成から遺言執行までしっかりフォローしてもらえることが挙げられます。ぜひ参考にしてください。

### 今回の解説

アプリーガ司法書士法人  
(東京都新宿区)

代表司法書士 難波 誠氏



三井不動産リアルティで24年にわたり不動産仲介営業およびこれに付随する物件調査・契約審査・社内研修業務を担当。現在は司法書士をメインに活動する。司法書士のほか、宅地建物取引士、土地家屋調査士、マンション管理士、一般社団法人不動産証券化協会認定マスターの資格者として、顧客の問題解決に取り組む。